

基本目標2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
1 生活困窮者等の自立に向けた支援		
(1) 社協の総合力を活かした生活困窮者の自立支援の強化 ※所管部署：地域福祉部・民生部		
① 社協機能を活かした支援の展開と関係機関との連携強化		
ア. 社協機能を活かした生活困窮者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティソーシャルワーク研究会」を開催し、個別支援から地域支援につなげる実践方法等をテーマにして、市町村社協が行う生活困窮者を含む地域住民への支援について協議を行った。(2回7社協参加) (再掲) ・生活福祉資金の本則貸付原資の取崩しによる事務費やコロナ特例貸付の債権管理事務費を活用して、市町村社協への相談員を配置し、生活困窮者への相談支援体制の強化を図った。 【相談員設置費】(本則) 7市町社協 11人/ (コロナ特例) 32市町村社協 110人 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク研究会での協議により、アウトリーチによるニーズ把握や地域における居場所づくりなど社協機能を活かした生活困窮者支援のあり方を共有することができた。 ・市町村社協への相談員の配置を通じた生活福祉資金を含めた総合相談を行うことで生活困窮者支援の支援につながった。
イ. 生活困窮者自立支援機関等との連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県や自立相談支援機関、市町村社協職員を対象に「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」を開催し、関係機関の現状や課題について情報共有を図った。(37人) ・「生活困窮等相談力向上セミナー」を実施し、相談員に求められる基礎知識及び必要なスキルを習得する機会を提供し、相談対応力の向上を図った。 ・県が主催する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修全体企画チーム」の会議へ職員が参画し、生活困窮者自立支援制度に携わる人材養成の支援を図った。 ・グッジョブセンターへの出張相談を実施し、生活困窮者への支援を行った。(毎月第3金曜日) 出張回数10回、相談件数1件 ・コロナ特例貸付利用者へ生活実態調査を実施し(54,136名へ送付、回答2,732名)、コロナ前とコロナ後の生活状況の変化について、有識者や支援機関を交えて共通理解を図るとともに、コロナ特例貸付利用者を含めた生活困窮者への今後の支援のあり方を検討した。 ・県社会福祉施策・予算対策協議会(予対協)を通じて県・市町村に対して生活困窮者自立支援の充実・強化に関する要請活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援事業相談員等連絡会」の開催を通じ、支援現場の課題や取り組みの好事例を共有することで、生活困窮者の自立支援に向けた対応力強化につなげることができた。 ・セミナーを通じ、相談員の相談対応力の向上を図ることができた。 ・生活困窮者自立支援機関の人材養成研修の企画に参加するとともに自立支援機関の職員に対し、研修会等の周知広報を行うことで、資質向上及び連携強化を図ることができた。 ・グッジョブセンターへ職員を派遣することによって、生活課題を抱える方の相談支援や他の相談機関等へつなげるなど、迅速な支援ができた。また、他の相談機関と情報交換を行うことで連携強化につながった。 ・生活実態調査を通して、コロナ特例貸付利用者の現在の生活状況を把握し、有識者や各支援機関を交えた上でコロナ特例貸付利用者を含めた生活困窮者への今後の支援策の検討を進めることができた。 ・生活困窮者の自立支援に向けた課題等について実態を把握し、予対協を通じた要請活動に反映させることができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
(2) 生活福祉資金貸付事業等の効果的な実施 ※所管部署：民生部		
① 貸付制度の周知と利用の促進		
<p>ア. 生活福祉資金の貸付制度の広報強化と利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯等に対し、各市町村社協、生活困窮者自立支援事業実施機関との連携のもと、資金の貸付を行い、対象世帯の自立促進を図った。 (貸付決定件数：367件) (貸付決定金額：142,499,200円) (相談件数：60,933件) (本則貸付) <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付原資取崩により市町村社協へ相談員設置費を交付し、相談体制の整備を図った。 相談員配置数：7市町村社協（11人）※再掲（特例貸付） ・特例貸付債権管理事務費を活用し、市町村社協における相談体制の強化を図った。 相談員配置数：32市町村社協（110人）※再掲 ・なお、残りの9社協は相談員未配置のため支給を行っていない。 他事業と兼務している職員を含むため、計画（88人）を超える配置となった。 ・「生活福祉資金（コロナ特例貸付）の借受人へのフォローアップ支援等に関する覚書」を全市町村社協と締結し、特例貸付に係る本会と市町村社協の業務を整理し、これに必要な費用負担（債権管理事務費の交付）を明確にした。 ・特例債権管理事務費支給が第3期（R8～12年度）に移るにあたり、相談員配置及び人件費・事務費の検討を行い、市町村社協へ案内した。 ・本会ホームページ、広報誌等により、貸付に関する周知を図った。また、生活福祉資金の案内パンフレットを刷新し、利用の促進を図った。 ・県内高等学校、専修学校、短期大学、大学に対して教育支援資金貸付のチラシを配布し、周知を図った。 ・「生活保護新任職員研修会」（人材・研修センター主催）において、福祉事務所の新任ケースワーカーに対して生活保護世帯が利用できる資金や条件等について説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協や生活困窮者自立支援事業実施機関等との連携を図り、相談等支援を通じた本資金の迅速な貸付を行うことで、低所得世帯等の経済的自立の支援につながった。 ・相談員の配置により、貸付や償還の円滑な相談が行われ、低所得世帯等の経済的自立に向けた相談支援が図られた。 【新型コロナ特例貸付】 ・市町村社協の相談体制強化により、特例貸付の償還だけでなく、貸付終了後も生活困窮が続いている世帯への経済的自立に向けた支援が図られた。 ・「生活福祉資金（コロナ特例貸付）の借受人へのフォローアップ支援等に関する覚書」を締結することで、本会と市町村社協との業務の役割・内容の明確化が図られた。 ・本会ホームページ、広報誌、パンフレットを活用した広報・周知を行うことで、生活困窮者等の潜在的な貸付ニーズの掘り起こしにつながった。 ・県内高等学校のみならず、専修学校、短期大学、大学に対し、教育支援資金のチラシを配布したことにより幅広い世帯へ周知を図ることができた。 ・福祉事務所の新任ケースワーカーに事業説明を行ったことにより、生活保護世帯への貸付について、福祉事務所と円滑な連携を図った。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																																																																																																
ア. 生活福祉資金の貸付制度の広報強化と利用の促進	<p>〈生活福祉資金 借入申込及び貸付決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="674 344 1619 587"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申込状況</th> <th colspan="2">決定状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>369件</td> <td>89,649,190円</td> <td>363件</td> <td>87,479,200円</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>-114件</td> <td>-37,978,673円</td> <td>-111件</td> <td>-37,429,600円</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>483件</td> <td>127,627,863円</td> <td>474件</td> <td>124,908,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈不動産担保型生活資金 借入申込及び貸付決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="674 765 1619 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申込状況</th> <th colspan="2">決定状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈要保護世帯向け不動産担保型生活資金 借入申込及び貸付決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="674 1160 1619 1391"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申込状況</th> <th colspan="2">決定状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>4件</td> <td>55,020,000円</td> <td>4件</td> <td>55,020,000円</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>+2件</td> <td>+32,060,000円</td> <td>+2件</td> <td>+32,060,000円</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>2件</td> <td>22,960,000円</td> <td>2件</td> <td>22,960,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈臨時特例つなぎ資金 借入申込及び貸付決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="663 1495 1608 1727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申込状況</th> <th colspan="2">決定状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>0件</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R7(A)	369件	89,649,190円	363件	87,479,200円	増減(A-B)	-114件	-37,978,673円	-111件	-37,429,600円	R6(B)	483件	127,627,863円	474件	124,908,800円	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R7(A)	0件	0円	0件	0円	増減(A-B)	0件	0円	0件	0円	R6(B)	0件	0円	0件	0円	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R7(A)	4件	55,020,000円	4件	55,020,000円	増減(A-B)	+2件	+32,060,000円	+2件	+32,060,000円	R6(B)	2件	22,960,000円	2件	22,960,000円	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R7(A)	0件	0円	0件	0円	増減(A-B)	0件	0円	0件	0円	R6(B)	0件	0円	0件	0円	
	年度		申込状況		決定状況																																																																																													
		件数	金額	件数	金額																																																																																													
	R7(A)	369件	89,649,190円	363件	87,479,200円																																																																																													
	増減(A-B)	-114件	-37,978,673円	-111件	-37,429,600円																																																																																													
R6(B)	483件	127,627,863円	474件	124,908,800円																																																																																														
年度	申込状況		決定状況																																																																																															
	件数	金額	件数	金額																																																																																														
R7(A)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
増減(A-B)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
R6(B)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
年度	申込状況		決定状況																																																																																															
	件数	金額	件数	金額																																																																																														
R7(A)	4件	55,020,000円	4件	55,020,000円																																																																																														
増減(A-B)	+2件	+32,060,000円	+2件	+32,060,000円																																																																																														
R6(B)	2件	22,960,000円	2件	22,960,000円																																																																																														
年度	申込状況		決定状況																																																																																															
	件数	金額	件数	金額																																																																																														
R7(A)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
増減(A-B)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
R6(B)	0件	0円	0件	0円																																																																																														
イ. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付相談等の支援や広報強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県（こども家庭課）と連携のもと、児童養護施設等や里親、ファミリーホームを通じて必要な相談援助を行い貸付を実施した。 ・本会ホームページ等を通して、貸付制度や申請手続きの周知を図り迅速な貸付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等退所者や里親解除者等への貸付（生活支援・家賃支援・資格取得支援）を通じて、経済的自立が図られた。 																																																																																																
	<p>〈児童養護施設退所者等自立支援資金 借入申込及び貸付決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="653 2089 1598 2347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">申込状況</th> <th colspan="2">決定状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>25件</td> <td>22,516,380円</td> <td>25件</td> <td>22,516,380円</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>-8件</td> <td>-10,880,248円</td> <td>-8件</td> <td>-10,880,248円</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>33件</td> <td>33,396,628円</td> <td>33件</td> <td>33,396,628円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	申込状況		決定状況		件数	金額	件数	金額	R7(A)	25件	22,516,380円	25件	22,516,380円	増減(A-B)	-8件	-10,880,248円	-8件	-10,880,248円	R6(B)	33件	33,396,628円	33件	33,396,628円																																																																									
年度	申込状況		決定状況																																																																																															
	件数	金額	件数	金額																																																																																														
R7(A)	25件	22,516,380円	25件	22,516,380円																																																																																														
増減(A-B)	-8件	-10,880,248円	-8件	-10,880,248円																																																																																														
R6(B)	33件	33,396,628円	33件	33,396,628円																																																																																														

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																				
イ. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付相談等の支援や広報強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県実施要綱の改正に伴い、本会貸付要領を改正し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う貸付を廃止し、新たに医療機関を定期的に受診する者への貸付を加えた（令和8年4月施行）。 ・貸付期間が終了し、就業に伴う返還猶予を開始する借受人に対し面談を行い、今後の手続等の流れについての説明や生活状況の確認を行った。 ・退学等により返還となった借受人に対し、返還開始前に面談を行い、生活状況に応じて返還月額を調整するなどの生活相談を行った。 返還中件数：22件 <ul style="list-style-type: none"> ・所在不明の借受人に対し、住民票取得（3件）や発送文書返戻による追跡調査を実施した。 ・県（こども家庭課）と課題共有を図り、現況届等の外部機関経由や返還の裁量免除緩和の課題について共有した。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末現在返還中件数：22件 ・令和7年度返還完了件数：0件 ・令和7年度返還免除件数：10件 <p>〈児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業〉 = H28年度からR 7年度 =</p> <table border="1" data-bbox="577 1231 978 1596"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>件数（件）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貸付中</td><td>56</td></tr> <tr><td>猶予中</td><td>125</td></tr> <tr><td>据置中</td><td>7</td></tr> <tr><td>返還中</td><td>22</td></tr> <tr><td>返還完了</td><td>15</td></tr> <tr><td>免除</td><td>44</td></tr> <tr><td>貸付停止中</td><td>1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42</td></tr> <tr><td>計</td><td>312</td></tr> </tbody> </table>	状況	件数（件）	貸付中	56	猶予中	125	据置中	7	返還中	22	返還完了	15	免除	44	貸付停止中	1	その他	42	計	312	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予中・返還中においても借受人の生活状況の把握を行い、必要に応じて児童養護施設等と連携することで、生活再建への支援につなげた。 ・所在不明者の住所が確定することで、現在未対応となっているケースへの相談支援につなげた。 ・他機関との連携を円滑に行うため、県（こども家庭課）と課題共有を図り、今後の取り扱いについて確認することができた。
状況	件数（件）																					
貸付中	56																					
猶予中	125																					
据置中	7																					
返還中	22																					
返還完了	15																					
免除	44																					
貸付停止中	1																					
その他	42																					
計	312																					

② 債権管理及び借入世帯の自立支援の強化																																										
ア. 借入世帯への償還指導及び自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納世帯を対象に市町村社協との合同償還指導・相談会を実施し、借受人等と少額返済や猶予、免除について相談を行った。 世帯訪問 2,531件 電話相談 1,181件 来所相談 233件 （対象者のいない多良間村を除く） 償還完了件数：759件（本則） 701件（前年度計） <p>〈生活福祉資金（本則）償還状況〉</p> <table border="1" data-bbox="640 2145 1682 2332"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償還計画額(円)</th> <th>償還済額(円)</th> <th>未償還額(円)</th> <th>償還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>1,062,563,597</td> <td>157,623,836</td> <td>904,939,761</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>増減(A)-(B)</td> <td>-15,854,331</td> <td>3,231,526</td> <td>-19,085,857</td> <td>+0.5pt</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>1,078,417,928</td> <td>154,392,310</td> <td>924,025,618</td> <td>14.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈臨時特例つなぎ資金 償還状況〉</p> <table border="1" data-bbox="640 2386 1682 2573"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償還計画額(円)</th> <th>償還済額(円)</th> <th>未償還額(円)</th> <th>償還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>10,925,270</td> <td>393,030</td> <td>10,532,240</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>増減(A)-(B)</td> <td>-1,705,280</td> <td>13,020</td> <td>-1,718,300</td> <td>+0.6pt</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>12,630,550</td> <td>380,010</td> <td>12,250,540</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率	R7(A)	1,062,563,597	157,623,836	904,939,761	14.8%	増減(A)-(B)	-15,854,331	3,231,526	-19,085,857	+0.5pt	R6(B)	1,078,417,928	154,392,310	924,025,618	14.3%	年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率	R7(A)	10,925,270	393,030	10,532,240	3.6%	増減(A)-(B)	-1,705,280	13,020	-1,718,300	+0.6pt	R6(B)	12,630,550	380,010	12,250,540	3.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協と連携した償還指導を実施し世帯の収支状況を確認することにより少額返済や猶予、免除等の相談対応ができた。
年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率																																						
R7(A)	1,062,563,597	157,623,836	904,939,761	14.8%																																						
増減(A)-(B)	-15,854,331	3,231,526	-19,085,857	+0.5pt																																						
R6(B)	1,078,417,928	154,392,310	924,025,618	14.3%																																						
年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率																																						
R7(A)	10,925,270	393,030	10,532,240	3.6%																																						
増減(A)-(B)	-1,705,280	13,020	-1,718,300	+0.6pt																																						
R6(B)	12,630,550	380,010	12,250,540	3.0%																																						

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
ア. 借入世帯への償還指導及び自立支援	<p>〈要保護世帯向け不動産担保型生活資金償還状況〉 契約終了件数：3件（前年度：1件） 償還件数：4件（前年度：1件） 償還済額：28,243,124円（前年度：4,160,016円）</p>	
イ. 債権管理の強化	<p>(本則貸付) ・市町村社協と連携し、長期滞留債権等の不良債権について状況把握を行い、貸付審査等運営委員会で償還免除や延滞利子免除を行った。 償還免除76件 14,156,211円（元金のみ） 延利免除25件 17,563,785円 ・文書返戻者に対して、住民票取得調査（273件）を行い、245件の所在が判明した。 ・顧問弁護士へ償還困難ケースや対応困難ケースについて法的判断を仰ぎながら連携をとり債権管理に努めた（7件） ・市町村社協に導入した、貸付システムを活用し、市町村社協との連携強化を図り、償還相談支援を行った。 ・償還が滞納している借受人等に対し、督促状を送付した。 （3か月以上滞納） 7月/1,936件 1月末/2,584件 ・借受人及び保証人等に残額のお知らせを送付した。 7月/ 1,384件 1月末/2,708件</p> <p>(特例貸付) ・特例における所在不明の債務者について、外部委託にて住民票調査（4,611件）を行い1,455件の所在が判明した。また、電話クリーニング（31,233件）を行い、所在の把握を図った。 ・償還が滞納している借受人に対し、督促状を送付した。 （4か月以上滞納） 7月/42,019件 3月/40,289件 ・借受人に残額のお知らせを送付した。 7月/14,014件 3月/14,038件 ・国からの通知にもとづき、特例貸付の令和6年度償還金1,407,835,045円を国に返還した。 ・市町村社協の前年度の決算書や中間報告等により会計処理について確認し、特例貸付の債権管理事務費及び生活福祉資金の貸付事務費の適正な管理に向けて適宜相談や助言を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付審査等運営委員会にて免除・延利免除を行い、世帯の経済的負担を軽減し、自立を促すことができた。 ・所在不明者の住所が確定し督促状等発送することにより、未応答者や滞納者等からの問い合わせがあり、今後の返済について相談・調整することができた。 ・顧問弁護士との連携により適正な債権管理ができた。 ・貸付システムを通じて、借受人等の償還状況や相談履歴等を共有することができ、スムーズな償還対応が図られた。 ・相談・助言を通して、市町村社協の適正な債権管理業務の会計処理ができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																																																																																	
ウ. 新型コロナウイルス感染症対策による特例貸付の借受人世帯への償還等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 免除規程の基づき、緊急小口資金、総合支援資金（初回・延長・再貸付）についての免除決定を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 【緊急小口資金】 免除決定件数： 1,763件 免除決定金額： 271,325,320円 【総合支援資金（初回・延長・再貸付）】 免除決定件数： 4,598件 免除決定金額： 2,242,389,028円 償還免除に至らないものの、償還が困難な借受人に対し、市町村社協及び自立相談支援機関と情報共有等を行い、家計状況や生活課題を整理した上で、償還猶予や少額返済につなげた。 償還猶予件数 1,181件（累計14,449件） 少額返済件数 1,891件（累計2,748件） 償還未応答者に対しては、市町村社協と合同で実施する償還指導（相談会、架電、戸別訪問）を通じて、生活状況等の確認を行い必要な支援につなげた。 （再掲）世帯訪問2,531件、電話相談1,181件、来所相談233件 債務整理手続きを開始した借受人に対して、自己破産や再生計画に基づき、適切な対応を行った。（R7年度債務整理開始件数571件） 特例貸付の債権管理に関する業務（コールセンター、償還免除処理、償還金収納、償還免除申請の再案内や少額返済について市町村社協への案内等のフォローアップ支援、各種文書発送等）をアウトソーシング（外部委託）し事務処理の効率化を進めた。 コロナ特例貸付利用者へ生活実態調査を実施し（54,136名へ送付、回答2,732名）、コロナ前とコロナ後の生活状況の変化について、有識者や支援機関を交えた「コロナ特例貸付利用者支援あり方検討委員会」にて共通理解を図るとともに、今後の支援のあり方を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還が困難な借受人に対し、償還猶予や少額返済を通じた家計負担等の軽減を図ることで、生活再建の支援につながった。 市町村社協と連携した償還指導により、未応答者の生活状況等を確認することができ、少額返済や猶予、免除等の対応を行うことができた。 免責決定に基づき借受人の債務を免除することで、適正な債権管理を行うことができた。 債権管理業務をアウトソーシング（外部委託）することにより、膨大な件数の免除・償還業務を円滑に行うことができ、適正な債権管理及び効率的な業務の実施ができた。 特例貸付免除者の生活状況や支援ニーズの把握により、免除者に対するフォローアップ支援の取組を進めた。 																																																																																	
	<p>〈特例貸付 償還状況〉</p> <table border="1" data-bbox="554 1923 1598 2139"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償還計画額(円)</th> <th>償還済額(円)</th> <th>未償還額(円)</th> <th>償還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>6,713,475,622</td> <td>908,471,663</td> <td>5,805,003,959</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>増減(A)-(B)</td> <td>397,002,356</td> <td>-499,363,382</td> <td>896,365,738</td> <td>-8.8pt</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>6,316,473,266</td> <td>1,407,835,045</td> <td>4,908,638,221</td> <td>22.3%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率	R7(A)	6,713,475,622	908,471,663	5,805,003,959	13.5%	増減(A)-(B)	397,002,356	-499,363,382	896,365,738	-8.8pt	R6(B)	6,316,473,266	1,407,835,045	4,908,638,221	22.3%	<p>〈償還免除決定状況〉</p> <table border="1" data-bbox="258 2318 1871 2614"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="8">資金種類</th> <th colspan="2" rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">小口</th> <th colspan="2">総合初回</th> <th colspan="2">総合延長</th> <th colspan="2">総合再貸付</th> </tr> <tr> <th>件数(件)</th> <th>金額(円)</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(円)</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(円)</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(円)</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7(A)</td> <td>1,763</td> <td>271,325,320</td> <td>1,998</td> <td>916,058,682</td> <td>1,048</td> <td>512,602,463</td> <td>1,552</td> <td>813,727,883</td> <td>6,361</td> <td>2,513,714,348</td> </tr> <tr> <td>増減(A)-(B)</td> <td>-1,607</td> <td>-240,864,423</td> <td>-969</td> <td>-543,697,152</td> <td>-876</td> <td>-480,443,426</td> <td>-7,457</td> <td>-4,034,930,065</td> <td>-10,909</td> <td>-5,299,935,066</td> </tr> <tr> <td>R6(B)</td> <td>3,370</td> <td>512,189,743</td> <td>2,967</td> <td>1,459,755,834</td> <td>1,924</td> <td>993,045,889</td> <td>9,009</td> <td>4,848,657,948</td> <td>17,270</td> <td>7,813,649,414</td> </tr> </tbody> </table>	年度	資金種類								合計		小口		総合初回		総合延長		総合再貸付		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	R7(A)	1,763	271,325,320	1,998	916,058,682	1,048	512,602,463	1,552	813,727,883	6,361	2,513,714,348	増減(A)-(B)	-1,607	-240,864,423	-969	-543,697,152	-876	-480,443,426	-7,457	-4,034,930,065	-10,909	-5,299,935,066	R6(B)	3,370	512,189,743	2,967	1,459,755,834	1,924	993,045,889	9,009	4,848,657,948	17,270
年度	償還計画額(円)	償還済額(円)	未償還額(円)	償還率																																																																															
R7(A)	6,713,475,622	908,471,663	5,805,003,959	13.5%																																																																															
増減(A)-(B)	397,002,356	-499,363,382	896,365,738	-8.8pt																																																																															
R6(B)	6,316,473,266	1,407,835,045	4,908,638,221	22.3%																																																																															
年度	資金種類								合計																																																																										
	小口		総合初回		総合延長		総合再貸付																																																																												
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)																																																																									
R7(A)	1,763	271,325,320	1,998	916,058,682	1,048	512,602,463	1,552	813,727,883	6,361	2,513,714,348																																																																									
増減(A)-(B)	-1,607	-240,864,423	-969	-543,697,152	-876	-480,443,426	-7,457	-4,034,930,065	-10,909	-5,299,935,066																																																																									
R6(B)	3,370	512,189,743	2,967	1,459,755,834	1,924	993,045,889	9,009	4,848,657,948	17,270	7,813,649,414																																																																									

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
③ 生活困窮者の自立支援に向けた関係機関・団体との連携強化		
ア. 市町村社協職員、相談員等への研修	<p>「生活福祉資金貸付事業 新任職員研修会」を開催し、担当職員の事業理解を図った。(24市町村/55人)</p> <p>「生活福祉資金貸付事業 担当職員研修会」を開催し、担当職員の相談援助技術の向上を図った。(29市町村/63人)</p> <p>「生活福祉資金貸付事業 償還担当職員研修会」を開催し、今後の適正な債権管理に向けた情報共有及び意見交換を行った。(29市町村/88人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)「生活困窮等相談力向上セミナー」を実施し、生活困窮者支援に従事する相談員が、相談援助場面において求められる基礎知識及び必要なスキルを習得する機会を提供し、相談対応力の向上を図った。(45人) ・生活福祉資金担当者や民生委員に対し個別説明会を実施し、貸付事業への理解促進を図った。(3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催により、担当職員の事業理解とスキルアップを図ることができた。 ・事業説明を適宜行うことにより、市町村社協及び自立相談支援機関との情報共有や連携を図ることができた。 ・個別説明会を実施することにより資金に関する説明だけでなく、資金担当者と直接情報共有や交流をすることができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
-----------	---------	-------

2 総合的な権利擁護体制づくりの推進

(1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進 ※所管部署：地域福祉部

各市町村社協と連携のもと認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用にかかる手続き支援や、日常的な金銭管理支援、また、通帳や年金手帳などの重要書類の預かりサービスを実施した。

〈日常生活自立支援事業 契約等の状況〉

年度	相談援助 件数(件)	新規契約 件数(件)	解約件数 (件)	現利用者数 (人)	待機者数 (利用希望者 数)(人)	生活支援員 数 (人)
R7(A)	36,228	113	117	779	209	166
増減(A-B)	-20	-19	+10	-4	+25	+7
R6(B)	36,248	132	107	783	184	159

① 増加する利用希望者に対応するための事業実施体制の構築

<p>ア. 事業実施体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常生活自立支援事業研究協議会」を開催し、利用料改定に向けた対応の説明、本事業をめぐる課題や取り組み等の共有、今後の事業のあり方についての研究協議を行った。(51人) ・契約締結審査会を開催し、利用者支援にかかる市町村社協への助言や支援困難ケースの支援策の協議を行った。(6回、10件) ・利用者数の増加と待機者解消、人材確保や生活支援員の人件費上昇等の背景を踏まえ、利用料体系を整理し、関係会議での報告・意見交換を経て、令和8年4月から利用料改定を行うこととし、その準備を進めた。 ・市町村社協に対して「書面調査(41市町村社協)」、「日常生活自立支援事業における小口現金等の取扱いに関する状況調査」と「現地調査(7市町村社協)」を実施し、必要な助言・情報提供を行い、事業運営の適正化を図った。 ・県予対協を通じ、県及び市町村へ権利擁護体制の充実強化のための予算要請を行った。 ・市町村社協に対して、成年後見制度への移行が望ましい利用者への対応等の助言・情報提供を行った。また、市町村社協へ「成年後見制度移行等ニーズ調査」を実施し、実態把握や課題整理等を行った。 ・県主催の「地域福祉担当者会議」において、市町村行政職員等に対し本事業の説明を行い、市町村段階における権利擁護体制の充実強化を求めた。 ・令和元年度に発覚した不適切事案に関し当該社協から対応の進捗状況を確認し、その内容を本会理事会・評議員会、福祉サービス運営適正化委員会等へ随時報告した。また、当該社協へ事案解決に向けた助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常生活自立支援事業研究協議会」において、利用料改定・等持続可能な事業運営についてを協議等を進めることができた。 ・契約締結の審査及び市町村社協への助言、支援困難ケースへの支援策を協議することで、効果的な利用者支援を図ることができた。 ・市町村社協に対して現地調査や実施状況(書面)調査等を通じて、各社協の事業の適正な実施につなげることができた。 ・県、市町村に対し、権利擁護体制の充実強化に向けた効果的な要請活動を展開できた。 ・県主催の「地域福祉担当者会議」での事業説明を通じて、市町村段階における権利擁護体制の重要性や本事業の理解促進を図ることができた。 ・不適切事案の対応について、当該社協(1社協)とともに被害利用者等へのお詫びや弁償等の対応を進めることができた。
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
② 生活支援員確保及び事業従事者の資質向上のための取り組み強化		
ア. 事業従事者研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門員研修会」を開催し、成年後見制度との連携の強化と専門員の資質向上を図ることを目的に利用者支援のあり方について専門員の知識・技術の習得を図った。(69人) ・「生活支援員研修会」を開催し、支援者としての基本姿勢や利用者支援に必要なスキル向上を図った。(配信期間：10/7～3/31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員研修会の開催を通じて、市町村社協の専門員の資質向上を図ることができた。 ・生活支援員研修会の開催を通じて、市町村社協の現任生活支援員の資質向上を図ることで適正な事業運営に資することができた。
イ. 市町村社協による生活支援員確保の取組み支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協と共催で「生活支援員研修会」を開催し、利用者支援に必要な姿勢やスキルの習得を図るとともに生活支援員としての活動を希望する担い手確保を図った。(うるま市社協) ・市町村社協からの生活支援員の確保等に関する相談や問合せに対し、助言・情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協と共催で生活支援員研修会を実施し、利用者支援に必要な心構えや実践的スキル等、生活支援員としての役割認識の向上につなげることができた。また、研修を契機に活動に関心を示す参加者が見られ、担い手確保のきっかけを創出した。
③ 利用ニーズに応じた事業実施体制の構築に向けた取り組み推進		
ア. 事業の適正かつ効率化に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員の報酬改定への対応について市町村社協へ通知し、本会からの委託費を増額して生活支援員の処遇改善を図るなど利用者支援の体制強化に取り組んだ。 ・「契約締結判定ガイドライン」と「業務マニュアル」の見直しを行い、適正な事業実施体制の整備を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員の報酬改定の対応を市町村社協と連携して行い、法令に沿った賃金支払いの財源を確保することで本事業を適正に実施することができた。 ・「契約締結判定ガイドライン」と「業務マニュアル」の見直しを行ったことで、契約締結時の判断基準の明確化と業務の適正化につながった。
(2) 市町村段階の権利擁護体制の構築に向けた支援		※所管部署：地域福祉部
① 市町村社協における一時預かり支援事業の推進		
ア. 一時預かり支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協に対し、独自預り事業の実施状況を調査し、未実施の社協に対して研修会や現地調査等にて助言・情報提供を行った。(一時預かり支援事業実施社協：22カ所/利用者計101人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり支援事業の強化に向けた情報提供を行うことで、市町村社協における権利擁護体制の強化を支援することができた。 ・今年度新たに本部町、沖縄市、石垣市で一時預かり支援事業が開始された。
② 市町村社協の権利擁護、地域連携ネットワーク参画の取組みの支援		
ア. 市町村社協での権利擁護支援体制づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協を対象に成年後見制度利用促進に関する取り組み状況を把握するとともに、「法人後見実施社協等情報交換会」を開催し、社協機能を活かした地域における権利擁護支援体制づくりを図った。(30人) ・「地域における権利擁護推進会議」を開催し、社協や行政、専門職団体等が連携した地域の権利擁護支援体制づくりの強化を図った。(62人) ・市町村社協や市町村が主催する会議へ職員を派遣し、成年後見制度の利用促進に係る情報提供・助言等を行った。那覇市社協「法人後見運営委員会」(2回) ・国で検討が進められている頼れる身寄りのない高齢者等への支援にかかる「新たな事業」について情報収集にあたりるとともに、局内で課題等について検討を行った。また、全社協を通じて実施に係る課題や懸念事項等を要望書として国へ提出した。 ・本会主催各種会議等を通じて情報収集・情報共有を図るとともに、県内市町村社協に対して情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見実施社協等情報交換会において実践事例や課題を共有することで、社協主体の権利擁護支援に向けた取り組み強化につなげることができた。 ・「地域における権利擁護推進会議」の開催により、行政・専門職団体・社協間の連携体制の強化を図ることができた。 ・市町村社協等が主催する会議や那覇市社協法人後見運営委員会へ職員を派遣し、助言・情報提供を行うことで、成年後見制度の円滑な運営と地域に根ざした権利擁護支援体制の整備に寄与した。 ・「新たな事業」について社会福祉法改正を含む施策動向をいち早く把握でき局内での検討を進めることができた。 ・市町村社協への情報提供を通じ、「新たな事業」の制度設計や実施に係る課題等について共有を図ることができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
イ. 行政機関、専門職団体等の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「権利擁護セミナー」を開催し、利用者本位のサービス提供についての理解を深め、権利擁護支援に携わる支援者ネットワークの充実を図った。(36人) ・「家庭裁判所と専門職団体(三士会)との協議会」「後見制度利用促進に関する関係自治体との事務打合せ」へ職員を派遣し、成年後見利用促進、権利擁護支援体制の充実・強化に向けた意見交換を行った。 ・「沖縄県成年後見制度利用促進協議会」や「都道府県機能強化推進事業」において総合的な権利擁護体制の構築に関する施策について協議を行った。(2回うち1回は書面審議) ・「沖縄県居住支援協議会」に参画し、住宅要配慮者等への支援の現状・課題について確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護セミナーを通じ、利用者本位の支援に必要な知識・スキルや意思決定支援への理解が深まり、参加者の支援実践力が向上した。また、関係者間の交流により支援者ネットワークが形成され、利用者の権利を尊重した地域の権利擁護支援体制の強化につなげた。 ・家庭裁判所や専門職団体、自治体等の協議・打合せに職員を派遣し、成年後見制度利用促進や権利擁護支援について共通理解を深めることができた。また、県協議会や居住支援協議会へ参画し、分野横断的・総合的な権利擁護支援体制の充実・強化につなげた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果																																																																				
3 運営適正化委員会の機能強化																																																																						
(1) 苦情解決事業の整備促進と機能強化 ※所管部署：福祉サービス運営適正化委員会																																																																						
福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための支援を行うとともに、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保に向け取り組んだ。																																																																						
<p>〈委員会の開催〉</p> <p>(1) 全体会議 (3回/令和6年度実績報告及び令和7年度事業計画等)</p> <p>(2) 運営監視部会 (3回/福祉サービス利用支援センターからの報告等)</p> <p>(3) 苦情解決部会 (6回/苦情案件に係る審議・報告等)</p> <p>その他、早急に対応する必要があった苦情については、委員長と個別に調整を行い対応した。</p>	<p>・市町村社協が実施する福祉サービス利用援助事業の現状や課題点等を運営監視部会で協議し、県福祉サービス利用支援センターと共有することにより適切な事業運営につなげた。</p>																																																																					
②苦情内容別・サービス分野別苦情受付状況																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>高齢者 (件)</th> <th>児童 (件)</th> <th>障害 (件)</th> <th>その他 (件)</th> <th>合計 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①職員の接遇</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>②サービスの質や量</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>③説明・情報提供</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>④利用料</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>⑤被害・損害</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>⑥権利侵害</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>⑦その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計(R7)</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>73</td> <td>7</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>合計(R6)</td> <td>8</td> <td>22</td> <td>66</td> <td>9</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>+10</td> <td>-3</td> <td>+7</td> <td>-2</td> <td>+12</td> </tr> </tbody> </table>				高齢者 (件)	児童 (件)	障害 (件)	その他 (件)	合計 (件)	①職員の接遇	6	10	38	4	58	②サービスの質や量	3	3	11	-	17	③説明・情報提供	3	3	9	3	18	④利用料	2	1	5	-	8	⑤被害・損害	4	1	2	-	7	⑥権利侵害	-	1	7	-	8	⑦その他	-	-	1	-	1	合計(R7)	18	19	73	7	117	合計(R6)	8	22	66	9	105	増減	+10	-3	+7	-2	+12	<p>・苦情解決部会において、寄せられた苦情相談の対応を審議・検討し適切な苦情解決につなげた。</p>	
	高齢者 (件)	児童 (件)	障害 (件)	その他 (件)	合計 (件)																																																																	
①職員の接遇	6	10	38	4	58																																																																	
②サービスの質や量	3	3	11	-	17																																																																	
③説明・情報提供	3	3	9	3	18																																																																	
④利用料	2	1	5	-	8																																																																	
⑤被害・損害	4	1	2	-	7																																																																	
⑥権利侵害	-	1	7	-	8																																																																	
⑦その他	-	-	1	-	1																																																																	
合計(R7)	18	19	73	7	117																																																																	
合計(R6)	8	22	66	9	105																																																																	
増減	+10	-3	+7	-2	+12																																																																	
③苦情対応の状況																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th rowspan="3">受付件数</th> <th colspan="6">苦 情 (件)</th> <th rowspan="3">苦情以外の 相談(件)</th> <th rowspan="3">合計 (件)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">苦情解決の結果</th> </tr> <tr> <th>① 相談・助言</th> <th>② 紹介・伝達</th> <th>③ 当事者間の 話し合いの 解決</th> <th>④ あっせん</th> <th>⑤ 通知</th> <th>⑥ その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (A)</td> <td>117</td> <td>65</td> <td>17</td> <td>33</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>85</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>増減 (A-B)</td> <td>+12</td> <td>+23</td> <td>+8</td> <td>-9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-10</td> <td>-4</td> <td>+8</td> </tr> <tr> <td>R6 (B)</td> <td>105</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>89</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table>			年度	受付件数	苦 情 (件)						苦情以外の 相談(件)	合計 (件)	苦情解決の結果						① 相談・助言	② 紹介・伝達	③ 当事者間の 話し合いの 解決	④ あっせん	⑤ 通知	⑥ その他	R7 (A)	117	65	17	33	0	0	2	85	202	増減 (A-B)	+12	+23	+8	-9	0	0	-10	-4	+8	R6 (B)	105	42	9	42	0	0	12	89	194																
年度	受付件数	苦 情 (件)						苦情以外の 相談(件)	合計 (件)																																																													
		苦情解決の結果																																																																				
		① 相談・助言	② 紹介・伝達	③ 当事者間の 話し合いの 解決	④ あっせん	⑤ 通知	⑥ その他																																																															
R7 (A)	117	65	17	33	0	0	2	85	202																																																													
増減 (A-B)	+12	+23	+8	-9	0	0	-10	-4	+8																																																													
R6 (B)	105	42	9	42	0	0	12	89	194																																																													
① 苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員による苦情解決体制の整備及びその効果的な運用促進																																																																						
ア. 事業所の実態把握と苦情解決体制整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス提供事業所を対象にアンケートを実施し、事業者段階における苦情解決体制の整備状況の把握を図った。 第三者委員の配置や連携、適切な苦情対応のポイントをまとめた『福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組み整備と苦情対応の手引き』を用いて、事業所からの苦情解決体制に関する相談に対応した。また、手引きをホームページにて閲覧・ダウンロードできるように掲載し、周知を図った。 事業所の希望に応じ、事業所における苦情解決体制を明記したポスターを随時配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査により、事業所段階における苦情解決体制の傾向を明らかにするためのデータを集約することができた。 『福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組み整備と苦情対応の手引き』の活用により事業所における苦情解決の仕組みの整備と適切な対応への支援につながった。 事業所へのポスター配布を通して、事業所の苦情受付担当者及び苦情解決責任者、第三者委員を利用者等へ周知することができ、苦情相談しやすい環境づくりにつながった。 																																																																				

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
イ. 苦情解決体制の効果的な運用促進	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」を開催し、各事業所における苦情の対応力向上を図った。(集合開催2回/163事業所/219人) 事業所からの電話や来所相談を通じて、事業所の苦情対応の強化や仕組みづくりを支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉サービスに関する苦情解決セミナー」の開催により、福祉サービス事業所における第三者委員の役割等、苦情解決体制の整備を周知することができた。 事業所からの電話や来所相談を通して、苦情の捉え方等の理解促進を図り、事業所の苦情解決体制の整備が図られた。
② 運営適正化委員会における苦情解決機能の充実		
ア. 委員及び苦情解決部会を通じた円滑な苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決部会を開催し(6回)、対応困難な苦情案件について審議及び報告を行い、対応方法等に関する協議を行った。また、必要に応じて苦情申出人への助言や他機関紹介及び当事者間での話し合いを推奨し、苦情解決を図るための提案を行った。 利用者やそのご家族等へ、福祉サービスに対する苦情の相談窓口を周知できるよう、県の広報媒体の活用について協力依頼を行い、広報啓発に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決部会での委員からの助言を踏まえた対応により、円滑な苦情解決につなげることができた。 利用者や県民に対して、県の広報(SNSやテレビ)にて苦情相談窓口を周知することができた。
イ. 相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会へ職員を受講させる等、事務局職員の資質向上に努めた。 「九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議」(オンライン) 全社協「運営適正化委員会事業研究協議会」 全社協「運営適正化委員会相談員研修会」 	<ul style="list-style-type: none"> 各種会議や研修会への参加により、全国の運営適正化委員会の現状や課題について共有し、職員の資質向上と今後の円滑な委員会運営につなげることができた。
(2) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視 ※所管部署：福祉サービス運営適正化委員会		
① 福祉サービス利用援助事業の実施社協に対する運営監視		
ア. 利用者の契約や支援状況の確認及び福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保	<ul style="list-style-type: none"> 県福祉サービス利用支援センターと連携して市町村社協の現地調査を実施し、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の実施体制等の把握や必要な助言を行い、同事業の適正な運営の確保に努めた(西原町社協、南風原町社協、中城村社協)。 運営監視部会を開催し、福祉サービス利用援助事業の適正な運営に向けて協議し、実施機関へ助言を行った(3回)。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査での、適切な事業運営のための助言等により、同利用援助事業の透明性・公平性確保につなげることができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果	
4 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者等への支援			
(1) 地域生活定着支援事業の実施		※所管部署：地域生活定着支援センター	
① 矯正施設退所者等への支援			
※帰るべき住居がない等の理由で特別な支援が必要な矯正施設退所予定者及び退所した高齢者及び障害者等に対し、居住地確保や福祉サービス等の利用支援を行った。また、刑事司法手続きの入口段階で釈放された後、更生緊急保護制度を利用する高齢者及び障害者等に対し、帰住先の確保や福祉サービス等の利用支援を行った。			
【特別調整・一般調整対象者に対する支援業務】		【被疑者等支援業務】	
〈コーディネート業務 依頼件数〉		〈被疑者等支援業務依頼件数〉	
依頼状況	R7(件)	R6(件)	増減
前年度からの継続	10	8	+2
当年度の新規依頼	29	19	+10
合計	39	27	+12
コーディネート業務回数(回)	673	662	+11
〈コーディネート業務 支援対象者内訳〉		〈対象者内訳〉	
対象者区分	R7(件)	R6(件)	増減
高齢者	10	4	+6
高齢の障害者	3	7	-4
知的障害者	9	7	+2
精神障害者	16	8	+8
身体障害者	1	1	±0
合計	39	27	+12
〈コーディネート業務 支援対象者の状況〉		〈相談支援業務 相談支援件数〉	
支援状況	R7(件)	R6(件)	増減
フォローアップ移行	22	17	+5
コーディネート中終了	1	0	+1
コーディネート継続中	16	10	+6
合計	39	27	+12
〈フォローアップ支援件数〉		〈相談支援業務 相談支援回数(回)〉	
支援状況	R7(件)	R6(件)	増減
前年度からの継続	71	72	-1
当年度の新規移行	22	17	+5
当年度支援件数合計	93	89	+4
当年度の支援終了	16	18	-2
合計(次年度へ継続中)	77	71	+6
フォローアップ業務回数(回)	1,062	1,140	-78
		被疑者等支援業務回数(回)	
		266	93 +173
		相談業務回数(回)	
		90	56 +34
		【地域再犯防止推進事業】	
		〈相談支援件数〉	
依頼状況	R7(件)	R6(件)	増減
前年度からの継続<a>	0	0	±0
当年度の新規依頼	12	11	+1
支援終了<c>	12	11	+1
合計<a+b-c>	0	0	±0

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
ア. コーディネート業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設退所後、自身のみでは自立した生活が困難な高齢者及び障害者に対し、円滑な社会生活ができるよう、支援対象者との面談を踏まえて、受入施設への入所調整や福祉サービス等の利用手続きの支援を行った。 コーディネート件数 39件（前年度比：+12件） コーディネート業務回数 673回（前年度比：+11回） ・ 県内外の矯正施設での支援対象者との面談を実施するとともに、関係機関と連携して個別支援計画の策定を図った。 県内矯正施設：102回【利用者面談：82回／選定面談：20回】 県外矯正施設：45回【利用者面談：7回/テレビ面談38回】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法機関や行政、福祉機関、医療機関等の連携のもと、住居確保及び福祉サービス利用などの調整を行い、矯正施設退所後の支援対象者が円滑な地域生活移行を図ることができた。
イ. フォローアップ業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者に同行して、行政機関での各種福祉サービスの利用手続きや帰住先の調整、病院受診、個別支援会議への参加等を行った。 フォローアップ件数 93件（前年度比：+4件） フォローアップ業務回数 1062回（前年度比：-78回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者の状況等に応じて、必要な関係機関との役割分担を行うなど連携体制を構築し、地域生活への移行・継続をすすめることができた。
ウ. 被疑者等支援業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事司法関係機関等（検察庁、保護観察所、弁護士）からの依頼を受け、高齢・障害のある被告人が身柄を釈放された後、直ちに必要な福祉サービスが利用できるよう手続きや帰住先の確保等の支援を行った。 被疑者等支援件数 13件（前年度比：+3件） 被疑者等支援業務回数 266件（前年度比：+173回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法福祉関係者との連携のもと、福祉サービス等を利用し、地域での生活再開を円滑に支援することができた。
エ. 相談支援業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設出所者やその家族、関係機関等からの相談に対し、必要な助言や情報提供を行った。 相談支援件数 41件（前年度比：+9件） 相談業務回数 90回（前年度比：+34回） ・ 「地域再犯防止推進事業」においては、犯罪をした者やその家族、支援者等からの相談を受け、必要な助言等を行った。 相談支援件数 12件（前年度比：+1件） 相談業務回数 17回（前年度比：-2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設退所者やその家族、司法・福祉関係者からの相談に対し、各種福祉サービス等の内容や申請窓口等の情報提供を行うことを通じて、触法高齢・障害者等や元受刑者等の社会生活の安定を図った。
オ. 相談支援員の支援の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や全国地域生活定着支援センター協議会が主催する各種研修会へ職員派遣を行い、支援の質の充実・強化を図った。 地域生活定着支援人材養成研修 基礎研修（2人） 実践研修（1人） 実地研修（1名） ・ 九州ブロック専門研修会（2人） ・ 九州ブロック実務者勉強会（2人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を各種研修へ派遣参加させることで、先駆的実践や相談援助について学ぶことができ、支援の質の向上を図ることができた。

令和7年度事業計画	実施事業の概要	具体的成果
② 地域移行に向けた個別支援ネットワークの構築と受け入れ先の確保		
ア. 各種会議の開催・参加	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援にかかる関係機関等との密な連絡や会議等を通して、支援内容の調整等を図った。 (会議の開催：10回、会議への参加：60回) ・「福祉サービス等調整計画検討委員会」を開催し、各委員からの助言を元に支援計画を策定した。(10回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援会議の開催や参加を通して、支援体制の構築や進捗状況等の役割分担を行った。併せて重層的な支援ネットワーク構築を図り、支援対象者の社会生活の安定化を推進することができた。 ・検討委員会において、対象者の特性や環境に応じた支援方法等について専門的な助言を得て、支援の充実につなげることができた。
イ. 研修会等の開催	<p>本島南部地区にて行政、市町村社協や社会福祉施設等を対象に説明会を開催し、圏域内での支援ネットワーク構築を図った。また、対象者の特性理解や支援に関する研修会を行い、支援の拡充を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活定着支援事業説明会」(33機関・事業所/50人) ・「罪に問われた高齢者・障害者の支援を考えるセミナー」(21機関・事業所/29人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地区における矯正施設退所者及び被疑者等への福祉的支援への理解及び関係機関の連携を促進することで、支援対象者に対する支援の充実・強化、受入事業所等の拡大や支援ネットワーク構築につなげることができた。
③ 関係機関・団体との連携強化		
ア. 福祉・司法関係団体等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着支援事業の効果的な実施にむけて関係機関と情報共有、意見交換を開催した。 「地域生活定着支援事業連絡会議」(38機関・事業所/57人) ・老施協・障害協と共催し、高齢・障害者施設が「地域生活定着支援事業説明会」(33機関・事業所/50人)に参加することにより、定着事業の理解と連携強化を図った。(再掲) ・県内福祉・司法関係団体、全国地域生活定着支援センター協議会(全定協)、九州各県地域生活定着支援センター等が開催する会議等へ職員を派遣し、事業推進に向けた情報共有と連携強化を図った。 【厚生労働省】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着促進事業都道府県担当者会議 【沖縄県】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉担当者会議 ・沖縄県再犯防止推進計画検討委員会 【宜野湾市】 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止計画策定意見交換会 【那覇保護観察所】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別調整定例連絡会 ・保護観察所調整会議 【那覇地方検察庁】 <ul style="list-style-type: none"> ・入口支援三者連携協議会 【沖縄刑務所】 <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄刑務所視察委員会 ・社会復帰準備指導 ・刑事施設出所者の社会復帰に関する協議会 ・居住支援意見交換会 ・農福連携意見交換会 【全定協・九州ブロック】 <ul style="list-style-type: none"> ・全定協定時総会(1回) ・社協関係者連絡会議(1回) ・九州ブロックセンター長会議(4回) ・九州ブロック定例オンラインミーティング(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法関係機関や市町村行政等と罪を犯した高齢・障害者等について情報共有し、効果的な支援について共通理解を深めることができた。 ・福祉関係機関との共催した説明会の実施により、事業への理解を促進し、連携強化を図ることができた。 ・県内の福祉・司法関係機関団体等の主催会議等へ参加を通じて、定着支援センターが行う事業の円滑な実施を図ることができた。 ・全定協、九州ブロックの会議へ参加することにより、各センター間で事業運営上の課題への対応などの情報共有が図られた。